

神林地区の申告相談会を開催します

- ◆会場：神林保健センター 1階
- ◆時間：午前9時～11時30分、午後1時～4時
- ◆集落指定日：下表の日程表を参照してください。都合により指定日に申告できない人は、期間中の都合の良い日においてください。

月 日	午 前	午 後
2月16日(火)	山 田	山 田 岩野沢
2月17日(水)	指 合	
2月18日(木)	桃 川	
2月19日(金)	飯 岡 河 内	飯 岡 南大平
2月22日(月)	有 明	
2月23日(火)	小 出	殿 岡
2月24日(水)	塩谷 (6～8区) 赤松	塩谷 (6～8区) 長松
2月25日(木)	塩谷 (1～5区)・北新保	
2月26日(金)	牛 屋	
2月29日(月)	福 田	

神林支所事前相談会のご案内

2月8日(月)～2月15日(月) (土・日、祝日を除く) 神林保健センター 1階で、市・県民税申告と所得税還付申告を受け付けます。時間は、午前9時～午前11時30分・午後1時～午後4時です。所得税は還付申告に限りますので、それ以外の人は、2月16日(火)～3月15日(火)までの確定申告期間中においてください。

月 日	午 前	午 後
3月1日(火)	宿 田	
3月2日(水)	葛籠山	湯ノ沢
3月3日(木)	小岩内	川 部
3月4日(金)	平 林	
3月7日(月)	松 沢	
3月8日(火)	小口川	新飯田 大 塚
3月9日(水)	牧 目	
3月10日(木)	南田中	
3月11日(金)	今 宿 潟 端	九日市 高御堂
3月14日(月)	松喜和	岩船駅前
3月15日(火)	上記期間中に申告しなかった人	

神納東地区の申告相談 (里本庄、山屋、上助淵、下助淵、志田平、七湊)

	事前申告 (市・県民税申告と所得税還付申告)	申告相談 (所得税確定申告)
会場	市役所本庁 4階大会議室	市役所本庁 4階大会議室
期間	2月4日(木)～2月15日(月) (土・日、祝日を除く)	2月16日(火)～3月15日(火) (土・日を除く)
時間	午前9時～11時30分 午後1時～4時	午前9時～11時30分 午後1時～4時

※本庁にて申告相談を受け付けていますが、神林支所で申告相談を希望される人は、支所の受け付け期間中で都合の良い日においてください

●問い合わせ 神林支所地域振興課市民生活室 (税務担当) ☎66-6112

市役所(本庁)と税務署の申告相談

2月16日(火)～3月15日(火) (土・日を除く)

◆市・県民税の申告 市役所本庁 4階大会議室

午前9時～11時30分、午後1時～4時

市のホームページからエクセルファイルをダウンロードして市・県民税の申告書を作成できます。作成した申告書は、印刷して郵送または市役所本庁・各支所地域振興課市民生活室税務担当窓口へ提出してください。

◆所得税の確定申告 村上税務署 1階会議室 午前9時～午後4時

※市では、青色申告、分離申告 (土地や家屋の譲渡、株式の売買、山林の譲渡)、住宅ローン控除 (初めて住宅ローン控除を受ける人) の人の申告は受け付けをしませんので、税務署で申告してください。

※2月4日(木)～2月15日(月) (土・日、祝日を除く) までの間、本庁では、4階大会議室で市・県民税申告書と所得税還付申告書を受け付けています。(地区指定はありません。)

●問い合わせ 税務課市民税係 ☎53-2111 (内線221、222)

※市役所本庁と村上税務署では左の期間中、随時申告相談受付を行っています